

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第218号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

自民党 二階俊博・総務会長と面談 「部落差別解消法」の早期成立を要望

自由同和会中央本部(会長 川上高幸)では、9月7日午後2時30分から自民党本部の幹事長室において、6月1日に閉会した通常国会において継続審議になった「部落差別の解消の推進に関する法律案」が、9月26日から開催される臨時国会で早期に成立されるよう、自民党の二階俊博・幹事長に「早期成立についての要望書」(2面)を手渡し、約1時間にわたり懇談した。



二階・幹事長へ要望書を手渡す中央本部の新三役

途中、林 幹雄・幹事長代理も加わられ、急遽、電話で呼び出された山口 壯・前部落問題に関する小委員長をも交えての話し合いになった。

自由民主党面談者
二階 俊博 幹事長
林 幹雄 幹事長代理
山口 壯 前部落問題に関する小委員会委員長

自由同和会出席者
川上 高幸 中央本部 会長
上田 藤兵衛 副会長
阪本 孝義 " "
野口 賢二 " "
平河 秀樹 事務局 局長
山口 勝弘 事務局 次長

総務委員会
自由同和会中央本部では、9月9日午後1時より大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において、総務委員会(委員長 天野(二三男)を開催し、平成28年度の幹部研修会の開催要領や役割分担及び都府県本部の参加者数、定期中央省庁要請行動の班編成と各省庁別の要望内容を検討した。
なお、総務委員会の担当の上田藤兵衛・中央本部副会長も出席された。

今号の内容

- 二階・幹事長との面談…………… 1 P
- 二階・幹事長への要望書…………… 2 P
- 都府県本部関係…………… 3 P
- 灘本昌久さんの長期連載…………… 4 P

平成28年度幹部研修会・定期中央省庁要請行動

要請行動 日時 平成28年11月24日(木) 午前11時～正午
場 所 法務省・文科省・厚労省・国交省

幹部研修会 日時 平成28年11月24日(木) 午後2時～4時
場 所 自由民主党本部 9F 901会議室

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

「部落差別の解消の推進に関する法律案」の 早期成立についての要望書

自由民主党におかれましては、人権確立社会に向けた各種法律の制定を図られるとともに、様々な施策の拡充にご尽力を賜り、衷心より厚く感謝を申し上げます。

また、同和問題につきましては、昭和44年に「同和対策特別措置法」が制定され、名称を変え、5回の延長を重ね、33年間にわたり同和対策が実施されました結果、平成5年の全国実態調査では、混住率は41.4%になり、同和地区でありながら同和関係者が少数になるところまで進んできました。

先般行われました大阪市の調査では、同和地区に生まれ育った同和関係者は35%でしかありませんでした。

そして、同和問題の最大の壁である結婚問題についても、現在では8割が同和関係者以外の人と結婚しており、また、その際には7割の人が全く反対はなかったとする調査結果もあります。

このように、同和問題は解決の過程にあるものと認識していますが、未だに差別が現存している事実もあり、完全に解決されてはいません。

このような実態から、自由民主党は政権公約に記載があるように、個別法によるきめ細かな人権救済を推進することから、党内に「差別問題に関する特命委員会」が設置され、さらに下部組織として「部落問題に関する小委員会」が二階先生の肝煎りで設置されました。

この小委員会では、私ども自由同和会や識者からのヒヤリングを経て、「部落差別の解消の推進に関する法律案」をまとめられ、先の第190回国会へ議員立法として衆議院へ提出されましたが、日程の関係から成立されることなく、衆議院での継続審議になっています。

よって、今月26日から開催される臨時国会において、早期に成立できますようご高配を賜りたくお願い申し上げます。

平成28年9月7日

自由同和会中央本部
会長 川上 高幸

都府県本部関係

岐阜県本部(会長 橋本敏春)では、第35回総会を5月16日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜会館」に130名を集め開催した。

総会では、ぎふ人権文化研究所主宰の桑原 律さんが、「岐阜県の『同和対策』と『同和教育』の歩み」のテーマで基調講演をされた。

福岡県本部(会長 上田卓雄)では、第28回大会を6月26日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に150名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで記念講演を行った。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第31回大会を7月1日午後2時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に300名を集め開催した。

大阪府本部(会長 阪本孝義)では、第30回大会を7月3日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に130名を集め開催した。

大会では、「ヒューマン・ライツ」とは何か? 今、改めて「人権」について考えるのテーマで、元龍谷大学人権論講師の松本城洲夫さんが、トーク&コンサートを行った。

東京都本部(会長 川上高幸)では、平成28年度大会を7月8日午後2時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。

大会では、京都産業大学化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹 中央本部事務局長が、「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで対談を行った。

併せて、関東ブロックの大会も開催した。

熊本県本部(会長 国武 香)では、第28回研修大会を7月17日午後1時から、熊本市内の「グレイシア水前寺共済会館」に120名を集め開催した。

大会では、熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課長の古澤広義さんが、「人権教育の推進について」のテーマで記念講演を行った。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第17回大会を8月10日午後1時から、佐賀市内の「グランデはぐくれ」に180名を集め開催した。

大会では、「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

滋賀県本部(会長 西尾孝之)では、平成28年度大会を8月26日午後6時から長浜市内の「北ビワコホテルグライエ」に50名を集め開催した。

千葉県本部(会長 木村 仁)では、平成28年度大会を8月28日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に350名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで記念講演を行った。

京都懇話会(京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会で構成)では、第21回人権セミナーを8月29日午後3時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

セミナーでは、「部落差別の解消の推進に関する法律案の必要性和課題について」のテーマで、京都産業大学化学部教授の灘本昌久さんと自由同和会中央本部事務局長の平河秀樹さんをパネリストに、山口勝弘・京都府本部事務局長がコーディネーターを務めシンポジウムを行った。

大分県本部(会長 木村庄一)では、9月4日午後1時から、大分市内の「大分県教育会館」に100名を集め第2回大会を行った。

大会では、「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

部落解放運動四十年を振り返って②
部落解放に反天皇制は無用 1

灘本 昌久

今から十三年前の二〇〇三年四月、私は、京都部落問題研究資料センターの通信『Memento』十二号に、「部落解放に反天皇制は無用」(以下「:無用」論文と略す)という論文を載せた(論文名でインターネットを検索していただければ、全文が見られるので、参照されたい)。当時、私は、この資料センターの所長をしていたので、大騒ぎとなり、ついには所長を退任せざるを得ないことになるのだが、その経過はあとまわしにし、そもそも、部落解放運動の中で天皇制反対のスローガンは、まるで朝日が東から昇ってくるように、まったく自明のことであるのに、なぜ、私がそれをくつがえすようなことを書いたかというところから、話をはじめよう。

部落解放同盟の多くは知らないようであるが、実は、部落解放同盟は、一九九〇年代のなかばに理論を大きく見直す。特に、一九九七年の第五十四回全国大会では、従来の階級闘争主義、階級史観を放棄し、綱領を全面改定した。一九八九年の東西ドイツ統合から一九九一年のソ連解体にいたる一連の東欧革命・社会主義崩壊は、世界中の思想に巨大な影響を与え、日本にあっても、戦後ながらく続いてきた自民党の単独政権を終わらせ、細川護熙を首班とす

る非自民連立政権が成立した。共産主義化の危険がなくなったので、自民党政権であり続ける必要はないと国民は思った。同じように、部落解放運動においても、二十世紀最大の失敗した実験である社会主義および階級闘争主義を、大衆団体である部落解放同盟が後生大事にかかえておく必要はないというわけである。

もちろん、現実の変化に機敏に対応して、運動方針や綱領を改定すること自体は必要なことであるのだが、行き当たりばつたりのつぎはぎ改定では、運動のための力を発揮することはできない。部落解放同盟全国大会での綱領改定を行ったのは、京都府連の委員長である駒井昭雄氏であった。彼は、もともと朝田善之助氏のもとで育った活動家で、生涯朝田理論からは一步も出ることのなかった行政責任追及一本槍の人であった。そして、そもそも理論肌の人では全然なかった。綱領を緻密に検討して理論的に深められるような指向性も能力ももちあわせていない。その駒井氏が、誰か事務局の力を借りたのであろうが、綱領改定を行ったのであるから、まともな綱領ができようはずもない。

そして、実際、出来上がった綱領は、理論的に首尾一貫しないものになった。とりわけ私が問題だと思っ

の三階部分という三層構造になってきたものが、綱領の改定によって、間が抜けた状態となり、一階の日常闘争と、三階の天皇制反対闘争という中抜け二層構造になってしまったことである。本来は、階級闘争主義を放棄したのであるから、その上に乗っている反天皇主義も清算されるべきであったのだが、異様なかたちで残ってしまった。そこで、私は、この三階建てのうち二階部分を取り去っただけの異常なリフォームをやりなおして、シンプルに一階建てに直してあげようとしたわけである。

もうひとつ、「:無用」論文を書こうとした理由は、当時の左翼の反天皇制イデオロギーが、人権とは縁の無い非人間的なものに思われたので、それを正そうとしたのである。

特に、一九八九年の昭和天皇が亡くなる時前後の左翼の言動は、とても人権の物差しをあてて、合格点を上げられるようなものではなかった。個人的な体験でいえば、京大の学生運動が掲げた「戦犯天皇、地獄へ落ちろ」という立て看板は、その非人間的なありように、私の左翼に対する幻滅を決定的なものにした。そもそも、いま命が終わろうとしている人に、そう簡単に「地獄へ落ちろ」などと言えるものだろうか。また、昭和天皇の在位中の言動は、当時の一般国民が好戦的侵略的な風潮に悪のりもしくは迎合的であったことに比べて、極めてまっとうな平和

主義だったと思うので、なおさら、昭和天皇への批判は、誹謗中傷の類といわなくてはならない。それを正すためにも、反天皇制の根拠薄弱さをしめしておかなくてはいけない、というのが、私の執筆動機であった。

そのために、論文の中でまず展開したのが、井上清氏の天皇制批判への批判である。井上清氏は、いうまでもなく部落解放同盟とは密接にあった研究者である。密接な関係どころか、部落解放同盟の前身である「部落解放全国委員会」の中心メンバーであり、生涯、部落解放同盟とともに歩んだといっても過言ではない。そして、戦後の解放理論を中心的に主導してきたのが井上氏であり、反天皇制を運動に植え付けた。

誤解のないように言っておくと、井上氏は、運動の御用学者のような人では全然ない。運動が間違っていると思えば、敢然として解放同盟に意見する人であった。たとえば、解放同盟の腐敗問題については、「井上・野間意見書」をおおやけにして、運動に反省を迫るような人であった。その点、凡百の研究者のように運動に無批判に追従するような人ではなかった。そうした、尊敬すべき研究者ではあったが、こと天皇制に関しては、極端な理論で批判を行い、しかも、その影響力は、部落解放運動に対して、大変おおきなものがあつた。この「:無用」論文の件、しばらく続きます。おつきあいください。